

重要

アットホーム福岡 短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●1割負担の場合

(単位:円)

要介護度	1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護Ⅰ(1日)	720	791	868	938	1009
②夜勤職員配置加算Ⅱ(1日)	22				
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ(1日)	19				
④機能訓練体制加算(1日)	13				
⑤生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ	211				
⑥若年性認知症受入加算※適用時のみ	127				
⑦緊急短期入所受入加算※適用時のみ	95				
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算※適用時のみ	211				
⑨療養食加算(1食)※適用時のみ	9				
⑩送迎加算(片道)(1回)※送迎時のみ	195				
⑪介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)	64	70	76	82	88
食費 (1日)	第1段階	300			
	第2段階	390			
	第3段階	650			
	第4段階	1,380			
居住費 (1日)	第1段階	820			
	第2段階	820			
	第3段階	1,310			
	第4段階	1,970			

※上記①～④・⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	1,958	2,035	2,118	2,194	2,271
	第2段階	2,048	2,125	2,208	2,284	2,361
	第3段階	2,798	2,875	2,958	3,034	3,111
	第4段階	4,188	4,265	4,348	4,424	4,501

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で所得+年金収入額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

アットホーム福岡 短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●2割負担の場合

(単位:円)

要介護度	1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護Ⅰ(1日)	1439	1581	1735	1876	2017
②夜勤職員配置加算Ⅱ(1日)	43				
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(1日)	38				
④機能訓練体制加算(1日)	26				
⑤生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ	423				
⑥若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	254				
⑦緊急短期入所受入加算 ※適用時のみ	190				
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	423				
⑨療養食加算(1食) ※適用時のみ	17				
⑩送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	389				
⑪介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)	127	140	152	163	175
食費 (1日)	第1段階	300			
	第2段階	390			
	第3段階	650			
	第4段階	1,380			
居住費 (1日)	第1段階	820			
	第2段階	820			
	第3段階	1,310			
	第4段階	1,970			

※上記①～④・⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,793	2,948	3,114	3,266	3,419
	第2段階	2,883	3,038	3,204	3,356	3,509
	第3段階	3,633	3,788	3,954	4,106	4,259
	第4段階	5,023	5,178	5,344	5,496	5,649

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で所得十年金収入額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

アットホーム福岡 短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●3割負担の場合

(単位:円)

要介護度		1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護Ⅰ(1日)		2159	2371	2602	2814	3026
②夜勤職員配置加算Ⅱ(1日)		64				
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(1日)		57				
④機能訓練体制加算(1日)		38				
⑤生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ		634				
⑥若年性認知症受入加算 ※適用時のみ		380				
⑦緊急短期入所受入加算 ※適用時のみ		285				
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ		634				
⑨療養食加算(1食) ※適用時のみ		26				
⑩送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ		583				
⑪介護職員処遇改善費加算Ⅰ(1日)		192	210	228	246	264
食費 (1日)	第1段階	300				
	第2段階	390				
	第3段階	650				
	第4段階	1,380				
居住費 (1日)	第1段階	820				
	第2段階	820				
	第3段階	1,310				
	第4段階	1,970				

※上記①～④・⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	3,630	3,860	4,109	4,339	4,569
	第2段階	3,720	3,950	4,199	4,429	4,659
	第3段階	4,470	4,700	4,949	5,179	5,409
	第4段階	5,860	6,090	6,339	6,569	6,799

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で所得+年金収入額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

アットホーム福岡 介護予防短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●1割負担の場合

(単位:円)

要介護度		要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I (1日)		541	671
②サービス提供体制強化加算 I (1日)			19
③機能訓練体制加算(1日)			13
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ			211
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ			127
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ			211
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ			9
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ			195
⑩介護職員処遇改善加算 I (1日)		46	57
食費 (1日)	第1段階		300
	第2段階		390
	第3段階		650
	第4段階		1,380
居住費 (1日)	第1段階		820
	第2段階		820
	第3段階		1,310
	第4段階		1,970

※上記①～③・⑩の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	1,739	1,880
	第2段階	1,829	1,970
	第3段階	2,579	2,720
	第4段階	3,969	4,110

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で所得+年金収入額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

アットホーム福岡 介護予防短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●2割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ(1日)	1081	1342
②サービス提供体制強化加算Ⅰ(1日)		38
③機能訓練体制加算(1日)		26
④生活機能向上連携加算(1月)※適用時のみ		422
⑤若年性認知症受入加算※適用時のみ		254
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算※適用時のみ		423
⑧療養食加算(1食)※適用時のみ		17
⑨送迎加算(片道)(1回)※送迎時のみ		389
⑩介護職員処遇改善加算Ⅰ(1日)	91	114
食費 (1日)	第1段階	300
	第2段階	390
	第3段階	650
	第4段階	1,380
居住費 (1日)	第1段階	820
	第2段階	820
	第3段階	1,310
	第4段階	1,970

※上記①～③・⑩の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,356	2,640
	第2段階	2,446	2,730
	第3段階	3,196	3,480
	第4段階	4,586	4,870

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で所得＋年金収入額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

アットホーム福岡 介護予防短期入所生活介護 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●3割負担の場合

(単位:円)

要介護度		要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I (1日)		1621	2013
②サービス提供体制強化加算 I (1日)			57
③機能訓練体制加算(1日)			38
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ			634
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ			380
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ			634
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ			26
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ			583
⑩介護職員処遇改善加算 I (1日)		138	171
食費 (1日)	第1段階		300
	第2段階		390
	第3段階		650
	第4段階		1,380
居住費 (1日)	第1段階		820
	第2段階		820
	第3段階		1,310
	第4段階		1,970

※上記①～③・⑩の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,974	3,399
	第2段階	3,064	3,489
	第3段階	3,814	4,239
	第4段階	5,204	5,629

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で所得十年金収入額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)